

平成27年6月11日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

野村不動産ホールディングス株式会社

取締役社長 中 井 加明三

「第11回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年6月4日付でご送付および平成27年5月29日付で当社ウェブサイトに掲載いたしました、当社「第11回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類中「第2号議案 定款一部変更の件」について、議案の一部に訂正がございます。

謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正の内容についてご通知申し上げます。

敬 具

記

株主総会参考書類

①第2号議案 定款一部変更の件（43ページ）

1. 変更理由

訂正前

（5）その他、上記各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

訂正後

（5）取締役会の招集権者及び議長に関する規定について、取締役会の運営の柔軟性を確保するため、定款の一部を変更するものであります。

（6）その他、上記各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

②第2号議案 定款一部変更の件（45ページ）

2. 変更内容

訂正前

現行定款	変更案
第21条および第22条 <条文省略>	第20条および第21条 <現行どおり>

訂正後

現行定款	変更案
第21条 <条文省略> (取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、 <u>その議長</u> となる。 2. <u>取締役社長</u> に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。	第20条 <現行どおり> (取締役会の招集権者および議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会長または取締役社長のうち取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>前項により定められた招集権者または議長に事故がある</u> ときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。

以上

【ご注意】

株主の皆様へ平成27年6月4日付でお送りした議決権行使書用紙につきましては、議決権のご行使のためにそのままお使いいただけます。

また、すでに議決権行使書用紙を用いて行使された議決権につきましては、第2号議案に関しては、上記の訂正後の議案に対する議決権のご行使として取り扱わせていただきます。すでに行使された議決権のご行使内容を変更されたい場合は、お手数ですが、インターネットにより又は株主総会当日のご出席により改めて議決権を行使されるか、下記の連絡先へご一報くださいますようお願い申し上げます。

<連絡先>

株主名簿管理人

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711 (通話料無料)

受付時間：土・日・祝祭日等を除く平日9:00～17:00